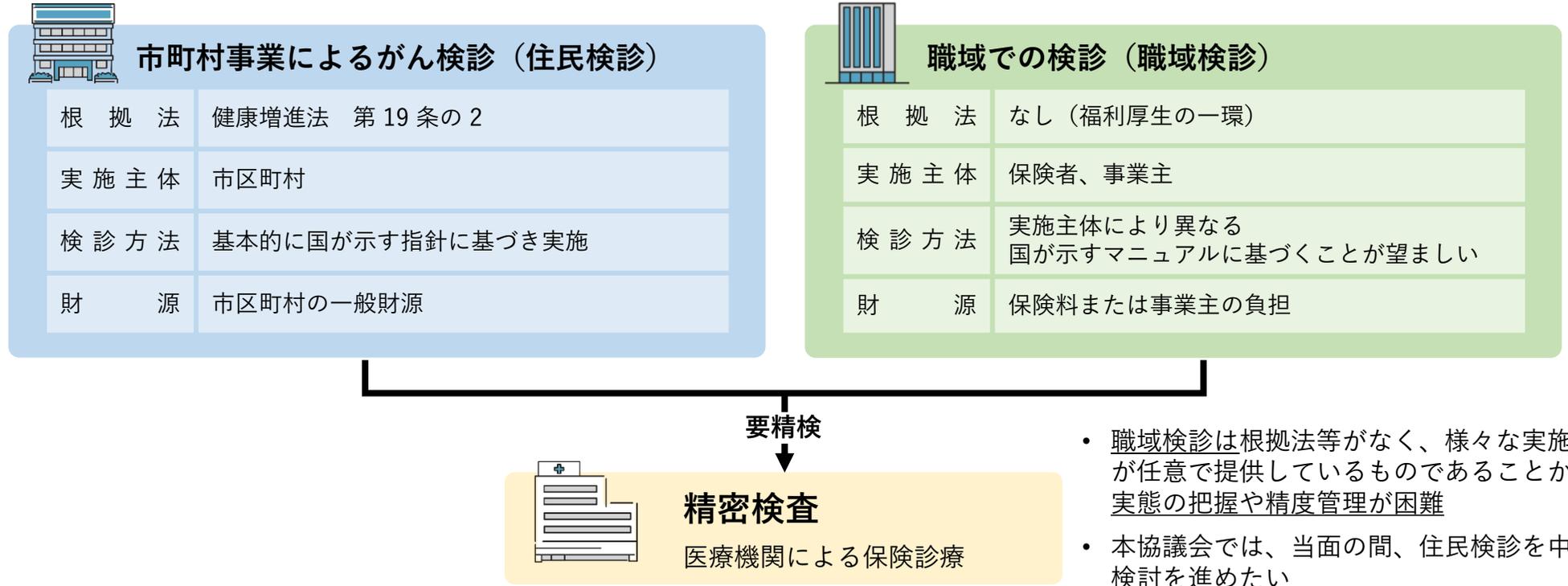


がん検診の概要

がん検診の提供体制



国が示す指針に基づくがん検診 … 「対策型検診」

厚生労働省では、対象集団がん死亡率の減少を目的に実施する「対策型検診」について、科学的に有効性が確立された検診方法での実施を推奨している。

厚労省が示す指針

- 検診方法：右表のとおり
- 対象者：右表のとおり
- 事業評価：実施体制のモニタリングと、プロセス指標（検診受診率、要精検率、精検受診率など）による評価を行う

【参考】対策型検診の検査内容

種類	検査項目	対象年齢	受診間隔
胃がん検診	問診および胃部X線検査※1または胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上	(いずれかを) 2年に1回
大腸がん検診	問診および便潜血検査(免疫法)	40歳以上	1年に1回
肺がん検診	問診および胸部X線検査 および喀痰細胞診※2	40歳以上	1年に1回
乳がん検診	問診およびマンモグラフィ	40歳以上	2年に1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の 細胞診および内診	20歳以上	2年に1回

※1 当分の間、胃部X線検査については40歳以上、1年に1回の実施も可
 ※2 喀痰細胞診の対象は、50歳以上で、喫煙指数（1日本数×年数）が600以上の方